

2025年12月9日

お客様 各位

池田泉州T T証券株式会社

各種健康保険証廃止に伴う本人確認書類の取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年12月2日（火）以降、各種健康保険証は、本人確認書類としてご利用いただけません。新たに発行される健康保険の「資格確認書」は、顔写真のない本人確認書類として、ご利用いただけます。

※ 「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴い、2024年12月2日（月）より個人番号カードが健康保険証として利用開始され、健康保険証が廃止されました。

経過措置期間として、2025年12月1日（月）まで、健康保険証を本人確認書類としてご利用いただきましたが、経過措置期間の終了に伴い、本人確認書類としてご利用いただけません。

※ 介護保険の被保険者証は、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

以上